

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の概要 ～民間事業者等に対する補助～

※令和8年度当初予算成立を前提としたものです



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業概要

ポータルサイトURL :

➡ https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html

令和4年度 全国の地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための補助制度 創設
令和7年度 民間事業者等を補助対象に拡充

補助対象及び補助要件

補助対象事業

- (1) 3D都市モデルの整備に関する事業
- (2) 3D都市モデルの活用に関する事業
- (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

補助対象団体

営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者（左記の者を構成員とするJVを含む。）

補助率 1/2（上限 5,000万円）

補助要件

- ✓ ユースケースがあること ※3D都市モデルの整備も行う場合は、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている
- ✓ 国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること
- ✓ 整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること
- ✓ 整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること
- ✓ 原則として、**事業年度中に3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること**

3D都市モデル整備・活用に係る補助対象①

(1) 3D都市モデルの整備に関する事業

3D都市モデルの整備又は更新に要する費用

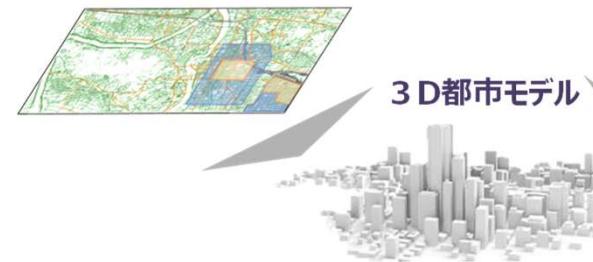
補助対象

- ✓ 3D都市モデルを整備するための都市計画基本図、都市計画基礎調査等のデータ収集・整理に要する費用
- ✓ モデル立ち上げに要する費用
- ✓ 作成データを可視化するためのシステム導入・改修に要する費用
- ✓ オープンデータ化に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

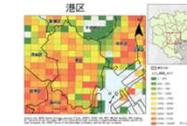
(補足)

- ・都市計画区域の有無は関係ない
- ・市街化区域など部分的な3D都市モデルの整備も可能

都市計画基本図
建物、道路、街区等の2次元地図データ



用途・属性



航空写真
建物の高さ、形状等の3次元データ



都市計画基礎調査等
建物の用途、属性、築年等のデータ
(概ね5年更新)

3D都市モデル整備・活用に係る補助対象②

(2) 3D都市モデルの活用に関する事業

3D都市モデルを活用した社会課題解決に資するサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用

補助対象

- ✓ ユースケース開発に必要なデータ収集・3Dデータ作成に要する費用
- ✓ データを活用した分析・シミュレーション・アプリ開発等に要する費用
- ✓ 作成・分析したデータの政策活用（庁内活用も含む）に要する費用
- ✓ 3D都市モデルを活用したサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

整備・活用・オープンデータ化を推進するために要する費用

補助対象

- ✓ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動
- ✓ 専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動
- ✓ ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 等



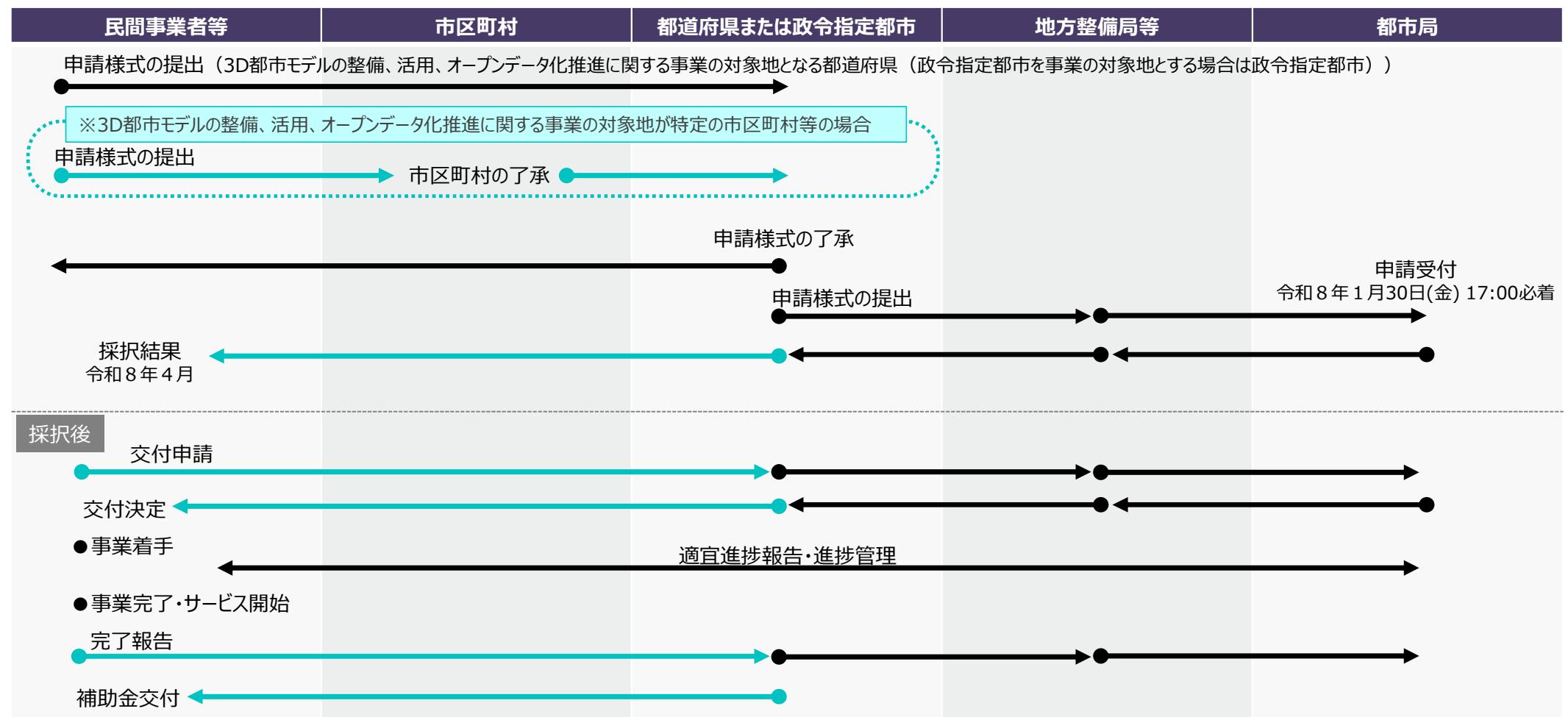
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール

項目				1Q			2Q			3Q			4Q					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
1 応募	公募 ★			採択・交付申請 ★														
2 実施計画書の作成				業務計画書作成 ヒアリング、適宜資料修正 ↔														
3 サービス開発				↔														
4 成果報告																↔	補助金交付 ★	

3D都市モデルの整備・更新があればデータ納品やG空間情報センターへの掲載、データ譲渡手続き等も年度内に実施いただく必要があります。



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール



重点審査項目

- ✓ 取組内容が明確であること
- ✓ 取組内容が先導的、先進的であること
- ✓ 取組内容が公益性を有すること
- ✓ 取組内容が次の分野に関連する社会課題の解決に資するもの（「都市計画・まちづくり」、「防災」、「地域活性化・観光」、「環境・エネルギー」、「交通」又は「安全・防犯」（複数の組み合わせも可能））であること。
- ✓ 当該事業で得られた知見について公開できる内容が多いこと
- ✓ 取組の内容の持続性・継続性が高いと期待されること

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

主な留意点（詳細は各要綱、募集要項等をご確認ください）

●他の補助金との併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

●事業の実施及び事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得てください。

●実績報告

補助事業を完了後、実績報告書を提出してください。

●補助金の支払

補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。）。

●事業の実施後

本事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）について、交付年度終了後5年間保存してください。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、追跡調査に協力してください。



3D都市モデルの整備都市リスト (R7年度末約300都市)

※はサンプルデータ
赤字は令和7年度新規整備都市

北海道	埼玉県	白岡市 伊奈町 日野市 厚木市 箱根町	小平市 三芳町 東村山市 国分寺市 毛呂山町	藤沢市 長野県 新潟県 三条市 新潟市	長野市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武藏村山市 多摩市 稻城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村	伊豆市 御前崎市 菊川市 岡谷市 諏訪市 長岡市 伊那市 飯山市 新潟市	近江八幡市 京都府 鳥取県 大阪府 島根県 岡山県 広島県 兵庫県 三重県 奈良県 山口県 徳島県 佐賀県	すみみ町 太地町 鳥取市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町	さぬき市 太地町 松山市 米子市 境港市 日吉津村 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 高槻市 守口市 河内長野市 和泉市 柏原市 門真市 摂津市 東大阪市 忠岡町 姫路市 加古川市 三木市 朝来市 たつの市 奈良市 四日市市 伊勢市 熊野市 滋賀県 和歌山市 長浜市	江北町 白石町 長崎県 佐世保市 松浦市 波佐見町 熊本県 熊本市 荒尾市 玉名市 宇城市 大分県 日田市 臼杵市 宮崎県 延岡市 鹿児島県 南さつま市 沖縄県 那覇市
青森県		所沢市 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町	毛呂山町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町							
岩手県		春日部市 狹山市 羽生市 鴻巣市	上里町 宮代町 杉戸町 松伏町							
宮城県		深谷市 上尾市 草加市								
秋田県		大館市	越谷市							
福島県		蕨市	蕨市							
		福島市 郡山市 いわき市 白河市 相馬市 南相馬市	入間市 朝霞市 志木市 和光市 多古町							
茨城県		桶川市	特別区(23区)							
		つくば市 鉾田市 境町	久喜市 北本市 八潮市 富士見市							
栃木県		三郷市	八王子市 立川市 武蔵野市							
群馬県		蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市	昭島市 調布市 町田市 小金井市							
		ふじみ野市	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 鎌倉市							



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（民間サービス実装タイプ）Q&A集

No.	質問内容	回答内容
1	1の民間事業者等が複数地域を対象に応募することは可能ですか。	3D都市モデルの整備に関する事業がない場合は1つの応募様式で応募可能です。その場合の提出先は、3D都市モデルの活用に関する事業の主な実施地域の都道府県または政令指定都市経由で提出してください。3D都市モデルの整備に関する事業を含む場合は、整備する市区町村単位でそれぞれ応募様式を作成し、市区町村の了承を得た上で都道府県または政令指定都市経由で提出してください。
2	補助金支払い時期はいつ頃になりますか。	事業完了後に支払いとなります。
3	知見の公開はどのようにされますか。	公開可能な知見について、事業主体から国土交通省都市局に提出し、国土交通省都市局において国土交通省のHPに掲載する予定です。
4	補助事業により得られる技術や知見・権利は、だれに帰属しますか。	補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します。そのため、特許や商標等を取得・登録も可能です。
5	事業の対象地の地方公共団体とは具体的にどのような調整が必要となりますか。	事業の概要を説明した上で、事業の実施について了承を得るとともに、事業の実施にあたり対応をお願いする事項（データの貸与など）や、提出物の提出方法等に関する調整を行うことを想定しています。また、都道府県を事業の対象地とする場合、関連する管内市区町村と調整が必要となることも考えられますのでご留意ください。
6	特定の市区町村へのサービス提供ではなく、市区町村を特定しないサービスとしての応募は可能でしょうか。その場合、市区町村との調整は不要でしょうか。	本事業では、幅広い地域の課題解決を想定するサービスとしての応募は可能です。他方、こうしたサービスである場合、（ご提案の事業を通じて社会課題の解決を行うフィールドとなる）いずれかの都道府県または市区町村を選んだ上で、当該都道府県または市区町村の担当課と十分に調整の上、応募してください。



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記担当者宛ご連絡ください。

◆ 国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室

担当：小林、黒田、下村

E-mail : hqt-mlit-plateau★ki.mlit.go.jp

(★を@にかえて送信ください)

TEL : 03-5253-8111(内線32264)